| | |
|---|---|
| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) |
| ②名称 | Intellectual Property Office of the Republic of Serbia |
| ③所在地 | Knjeginje Ljubice 5, 11000 Belgrade |
| ④連絡先 | (電話) (+381 11) 202 5902 (FAX) (+381 11) 311 23 77<br>(E-mail) zis@zis.gov.rs (internet) www.zis.gov.rs |
| ⑤組織の長 | Acting Director : Mr. Vladimir Maric |
| ⑥沿革 | (1) セルビアは、セルビア・モンテネグロ(ユーゴスラビア連邦共和国)を構成する 2 つの共和国のうちの1つであったが、2006 年 6 月 3 日に独立を宣言して「セルビア共和国」となった。<br>(2) セルビア共和国では、独立後、知財制度は従前のユーゴスラビア連邦共和国の法律により運用していたが、その後、2004 年に特許及び意匠、更に 2005 年に商標についての法律が制定された。<br>セルビア共和国において施行されている知財法は、次の通りである。<br>特許法は、2004 年法律第 3 号であり、2004 年 7 月 10 日から施行されている。<br>意匠法は、2004 年法律第 61 号であり、2005 年 1 月 1 日施行から施行されている。<br>商標法は、2005 年法律第 7 号であり、2005 年 1 月 1 日から施行されている。<br>(3) セルビア共和国は、2010 年 10 月 1 日に EPC 条約加盟が発効して、EPC のメンバー国となった。<br>(4) セルビア知的財産庁においては、2011 年 12 月 27 日、サーチレポート制度を導入するための特許法改正が議会において承認された。これにより、セルビアにおいては出願人は審査請求前に、セルビア知的財産庁から特許保護を求める発明に関して最先端技術を校正する国内及び外国のデータベースのサーチレポートが提供されることになる。 |
| ⑦所管 | 特許法、意匠法、商標法、地理的原産地表示、著作権法、集積回路の回路配置保護法 |

⑩加盟条約

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| WIPO | ベルヌ | ブリュッセル | フィルム登録 | マドリッド(原産地表示) |
| 1992/4/27 | 1992/4/27 | 1992/4/27 | | 2000/5/18 |
| ナイロビ(オリンピック) | パリ | PLT | レコード保護 | ローマ |
| 2000/3/18 | 1992/4/27 | 2010/8/20 | 2003/6/10 | 2003/6/10 |
| シンガポール | TLT | ワシントン | WCT(著作権) | WPPT(演奏及びレコード) |
| 2010/11/19 | 1998/9/15 | | 2003/6/13 | 2003/6/13 |
| ブタペスト | ヘーグ | | | リスボン |
| | ロンドンアクト | ヘーグアクト | ジュネーブアクト | |
| 1994/2/25 | | 1993/12/30 | 2009/12/9/ | 1999/6/1 |
| マドリッド(標章) | マドプロ | PCT | ロカルノ | ニース |
| 1992/4/27 | 1998/2/17 | 1997/2/1 | 1992/4/27 | 1992/4/27 |
| ストラスブール | ウィーン | WTO | | |
| 2010/9/15 | 2009/10/15 | | | |

| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪統計データ | 出願件数 | | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
| | 特許 | 全数 | 146 | 156 | 148 | 129 |
| | | (内 外国出願) | 8 | 18 | 21 | 11 |
| | | (内日本から) | | | | |
| | | (内 PCT ルート) | 2 | 6 | 14 | 10 |
| | 実用新案 | 全数 | 86 | 114 | 77 | 67 |
| | | (内 外国出願) | 4 | 6 | 3 | 1 |
| | 意匠 | 全数 | 359 | 325 | 311 | 339 |
| | | (内 外国出願) | 261 | 241 | 234 | 288 |
| | | (内日本から) | 14 | 3 | 8 | 30 |
| | 商標 | 全数 | 6,221 | 6,271 | 6,408 | 6,274 |
| | | (内 外国出願) | 4,631 | 4,801 | 4,869 | 4,545 |
| | | (内日本から) | 109 | 90 | 89 | 65 |
| | 登録件数 | | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
| | 特許 | 全数 | 65 | 45 | 30 | 23 |
| | | (内 外国出願) | 5 | 1 | 2 | 7 |
| | | (内日本から) | | | | |
| | | (内 PCT ルート) | 1 | 2 | 5 | 3 |
| | 実用新案 | 全数 | 54 | 53 | 38 | 17 |
| | | (内 外国出願) | | 4 | 2 | 1 |
| | 意匠 | 全数 | 368 | 304 | 272 | 312 |
| | | (内 外国出願) | 294 | 232 | 219 | 263 |
| | | (内日本から) | 7 | 9 | 7 | 16 |
| | 商標 | 全数 | 5,597 | 6,483 | 6,869 | 6,300 |
| | | (内 外国出願) | 4,783 | 5,064 | 5,625 | 5,013 |
| | | (内日本から) | 103 | 117 | 121 | 85 |
| | 出典：WIPO IP Statistics | | | | | |

| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) |
|---|---|

⑫　組　　織

<組織図>　セルビア特許庁は、科学技術開発省(Ministry of Science and Technological Development) の下部組織である。

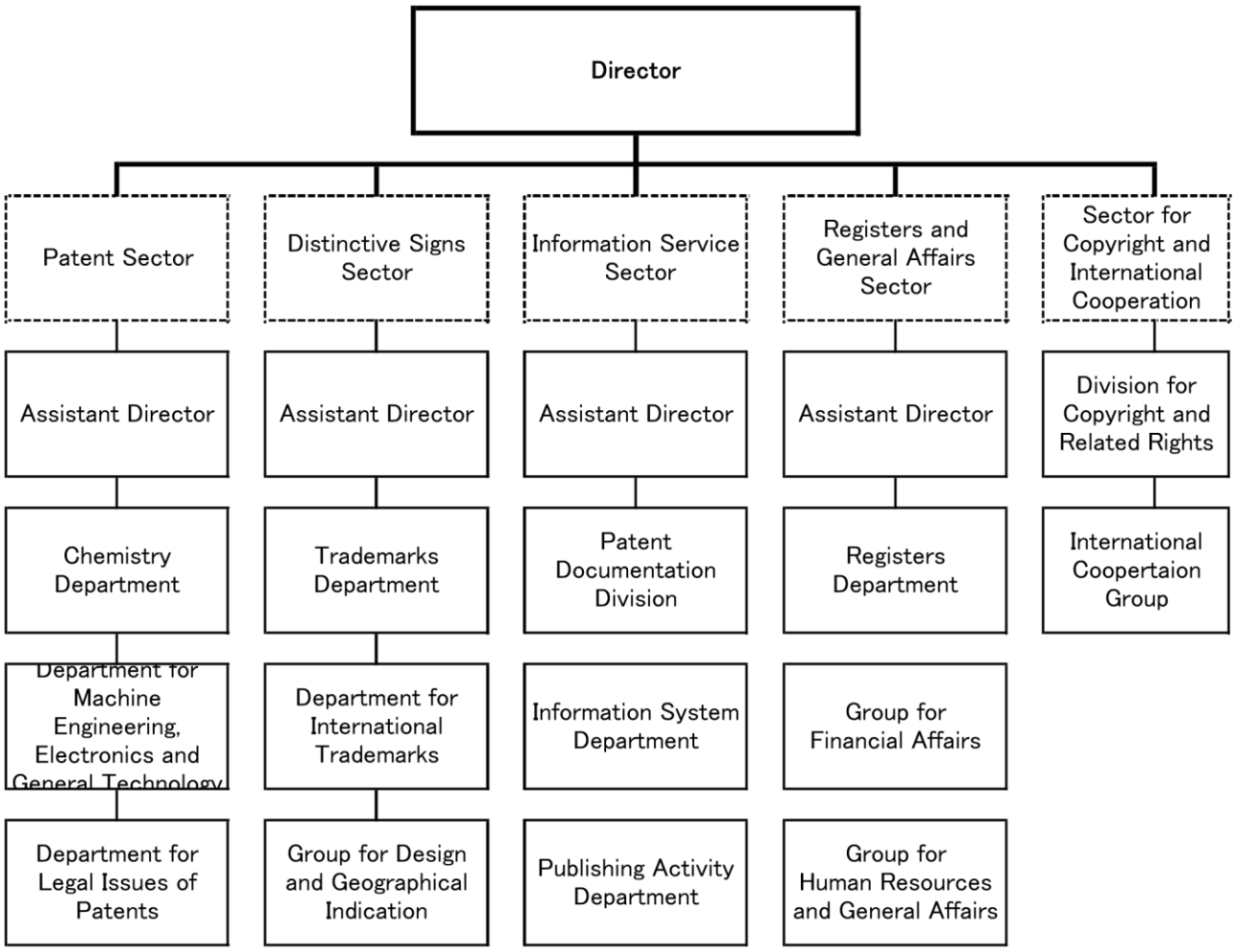


（出典）:セルビア特許庁HP

| | | |
|---|---|---|
| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | |
| 特許制度 | ②最新特許法の施行年月日 | 2012 年 1 月 4 日施行 (2011 年法律第 99 号)<br>(注) 2011 年法律第 99 号は、本件の解析事項とは関係がない事項の改正につき、本解析は、従前の 2004 年の特許法により解析した。 |
| | ③地理的効力の範囲 | セルビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | 欧州特許条約(EPC)加盟国<br>(セルビア共和国は、2010 年 10 月 1 日に EPC 条約加盟が発効) |
| | ⑤出願人資格 | 発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 12 条、第 33 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。セルビアに非居住の出願人は、セルビアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第 4 条) |
| | ⑦出願言語 | セルビア語 |
| | ⑧特許権の存続期間及び起算日 | 出願日から 20 年。　(特許法第 71 条)<br>他に存続期間が出願日から 6 年(2 年単位で 2 回延長可)の Petty Patents がある(特許法第 139 条)。 |
| | ⑨新規性の判断基準 | 内外国公知、内外国刊行物(特許法第 8 条) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の博覧会における展示による発明の開示。期間は、開示日から 6 月。<br>(特許法第 9 条) |
| | ⑪非特許対象 | (1) 発見、科学の理論及び数学的方法<br>(2) 審美的創作物<br>(3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム<br>(4) 情報の提示<br>(5)公序良俗に反する発明<br>(6)人・動物の治療方法<br>(特許法第 5 条、第 6 条、第 7 条) |
| | ⑫実体審査の有無及び審査事項 | 有。<br>(特許法第 43 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 有。審査請求は、公開日から 6 月以内行わなければならない。<br>(特許法第 42 条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 有。出願は、出願日又は優先日後 18 月経過後に公開される。<br>(特許法第 41 条) |
| | ⑯異議申立制度の有無 | 無。<br>(特許法第 135 条、第 136 条) |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 有。利害関係人は、特許権の存続期間中、何時でも特許の無効宣言を求める審判を請求することができる。(特許法第 87 条) |
| | ⑱実施義務 | 有。期限の定めはないが、不実施は強制実施権設定の対象となる。<br>(特許法第 63 条) |

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">Republic of Serbia (RS）<br>(セルビア共和国）</td></tr>
<tr><td></td><td>⑲費用<br>単位<br>RSD<br>(新セルビア・ディナール)</td><td>[出願から登録までに掛かる費用]　<2012 年 7 月 1 日施行><br>出願料　6,300 RSD(10 クレームまで)<br>クレーム付加料　630 RSD(10 超の各クレームにつき)<br>審査料　18,920 RSD<br>[特許権維持に掛かる費用]<br>年金<br>3 年次　8,830 RSD　8 年次　20,200 RSD<br>4 年次　10,730 RSD　9 年次　22,720 RSD<br>5 年次　12,620 RSD　10 年次　25,250 RSD<br>6 年次　15,150 RSD　11 年次～20 年次の各年金は、10 年次の金額 25,250RSD に 1 年につきそれぞれ 5,050RSD を加算した金額。<br>7 年次　17,670 RSD</td></tr>
<tr><td></td><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。個人による出願の場合は、出願料が 50%減額される。</td></tr>
<tr><td></td><td>㉑PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が 50%に減額される。</td></tr>
</table>

| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | |
|---|---|---|
| 実用新案制度<br>(Petty Patents) | ②最新実新案法の施行年月日 | 2012 年 1 月 4 日施行 (2011 年法律第 99 号)<br>(注) 2011 年法律第 99 号は、本件の解析事項とは関係がない事項の改正につき、本解析は、従前の 2004 年の特許法により解析した。 |
| | ③地理的効力の範囲 | セルビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤出願人資格 | 発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 12 条、第 33 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。セルビアに非居住の出願人は、セルビアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第 4 条) |
| | ⑦出願言語 | セルビア語 |
| | ⑧実用新案権の存続期間及び起算日 | 出願日から 6 年。更に、2 年ずつ 2 回期間延長できる(最大 10 年)。<br>(特許法第 139 条) |
| | ⑨新規性の判断基準 | 内外国公知、内外国刊行物(特許法第 8 条) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 有。出願人又はその前権原者の権利の明白な乱用による開示又は公式の博覧会における展示による発明の開示。期間は、開示日から 6 月。(特許法第 9 条) |
| | ⑪不登録対象 | (1) 発見、科学の理論及び数学的方法<br>(2) 審美的創作物<br>(3) 知的活動、ゲーム及び業務遂行のための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム<br>(4) 情報の提示<br>(5)公序良俗に反する発明<br>(特許法第 5 条、第 6 条、第 7 条) |
| | ⑫実体審査の有無及び審査事項 | 無。<br>(特許法第 40 条、同第 136 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 無。(特許法第 40 条、同第 136 条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。<br>(特許法第 40 条、同第 136 条) |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 無。 |
| | ⑯異議申立制度の有無 | 無。(特許法第 135 条、第 136 条) |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 有。利害関係人は、特許権の存続期間中、何時でも実用新案の無効宣言を求める審判を請求することができる。　(特許法第 87 条) |
| | ⑱実施義務 | 有。期限の定めはないが、不実施は強制実施権の対象となる。<br>(特許法第 63 条) |
| | ⑲費用<br>単位<br>RSD<br>(新セルビア・ディナール) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料　6,300 RSD<br>[特許権維持に掛かる費用]<br>年金<br>3 年次　8,830 RSD　7 年次　17,670 RSD<br>4 年次　10,730 RSD　8 年次　17,670 RSD<br>5 年次　12,620 RSD　9 年次　17,670 RSD<br>6 年次　15,150 RSD　10 年次　17670 RSD |
| | ⑳料金減免措置の有無 | 有。個人による出願の場合は、出願料金が 50%減額される。 |
| | ㉑PCT における国内料金減額措置の有無 | 有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が 50%に減額される。 |

| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | |
|---|---|---|
| 意匠制度 | ②最新意匠法の施行年月日 | 2009 年 12 月 24 日施行 (2009 年法律第 104 号) |
| | ③地理的効力の範囲 | セルビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤出願人資格 | 創作考案者及び、承継人(自然人、法人)(意匠法第 10 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。セルビアに非居住の出願人は、セルビアに居住の公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第 16 条) |
| | ⑦出願言語 | セルビア語 |
| | ⑧意匠権の存続期間及び起算日 | 出願日から 25 年。<br>(意匠法第 11 条) |
| | ⑨新規性の判断基準 | 内外国公知、内外国刊行物(意匠法第 4 条、第 7 条) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 有。創作考案者、その承継人又は第三者による開示。期間は、開示日から 12 月。(意匠法第 7 条(3)) |
| | ⑪不登録対象 | (1)公の秩序又は善良な道徳に反する意匠<br>(2)他者の著作権又は知財権を侵害する意匠<br>(3)国家又は公共機関の紋章、旗、記章、名称、略称、宗教的及び国家的シンボル、その模倣を含む意匠<br>(4)専ら物品の機能によって定まる形状のみからなる意匠<br>(意匠法第 8 条、第 9 条) |
| | ⑫実体審査の有無 | 有。(意匠法第 30 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 無。(意匠法第 30 条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 有。次の事項が規定されている。<br>・裁判手続及び検察手続上で要求された場合、及び国際登録出願がされた場合。(意匠法第 28 条) |
| | ⑮部分意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑯関連意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑰「組物」の意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑱意匠分類 | 国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(意匠法第 19 条(4)) |
| | ⑲出願公開制度の有無 | 無。 |
| | ⑳秘密意匠制度の有無 | 有。登録日から 12 月。(意匠法第 19 条(2)) |
| | ㉑異議申立制度の有無 | 無。 |
| | ㉒無効審判制度の有無 | 有。利害関係人は、何時でも意匠の無効宣言を求める審判を請求することができる。(意匠法第 58 条) |
| | ㉓登録表示義務 | 無。 |
| | ㉔費用<br>単位<br>RSD(新セルビア・ディナール) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料 4,890 RSD(1 意匠) 3,670 RSD(1 超の各意匠につき)<br>[意匠権維持に掛かる費用]<br>存続期間更新料<br>12,220 RSD(1 意匠) 8,550 RSD(1 超の各意匠につき) |
| | ㉕料金減免措置の有無 | 有。個人による出願の場合は、出願料が 50%減額される。 |

| | | |
|---|---|---|
| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | |
| 商標制度 | ②最新商標法の施行年月日 | 2013 年 2 月 7 日施行 (20013 年法律第 10 号(商標法))<br>(注) 2013 年法律第 10 号(商標法)は、本件解析事項と無関係な事項の改正につき、本件は従前の 2009 年 12 月 24 日施行の 2009 年法律第 104 号(商標法)により解析した。 |
| | ③地理的効力の範囲 | セルビア国内のみ(商標法第 1 条(4)) |
| | ④他国制度との関係 | 無。 |
| | ⑤商標法の保護対象 | 商品、サービスマーク、団体商標、照明商標<br>(商標法第 1 条(1)、第 2 条) |
| | ⑥商標の種類 | 文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標、音響商標<br>(商標法第 4 条) |
| | ⑦出願人資格 | 自然人、法人(商標法第 1 条(2)) |
| | ⑧権利付与の原則 | 先願主義(商標法第 17 条) |
| | ⑨本国登録要件 | 無。 |
| | ⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。法学部を卒業し、特許庁の登録簿に登録している者を代理人として選任しなければならない。(商標法第 10 条、第 11 条) |
| | ⑪出願言語 | セルビア語 |
| | ⑫商標権の存続期間及び起算日 | 出願日から 10 年。更に 10 年ごとに無限に更新できる。登録の効力は出願日に発生する。　(商標法第 41 条、第 44 条、第 45 条) |
| | ⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 有。 出願日前の 3 月以内。(商標法第 21 条) |
| | ⑭不登録対象 | (1) 公の秩序又は道徳に反する標章<br>(2) 商品及び/若しくはサービスを取引過程で識別する能力がない一般的外観を有する標章<br>(3) 製品の性質のみによって定められる形状又は所定の技術的結果を得るために必須である形状を示す標章<br>(4) 商品及び／若しくはサービスの、種類、目的、製造の時期若しくは方法、質、価格、量、重量、又は地理的出所のみを指定する標章<br>(5) 商品及び／若しくはサービスの所定の種類を指定するために慣習的に使用される標章<br>(6) 商品及び／若しくはサービスの出所、種類、質又は他の特徴に関して商業上混同が生じる恐れがある、外観又は内容を有する標章<br>(7) 品質管理若しくは保証の公式標章又は証明標を含む、又はその模倣である標章<br>(8) 同一及び/又は類似の商品若しくはサービスについて他人の保護商標と同一である標章標章<br>(9) 同一又は類似の商品及び/若しくはサービスについて他人の既に保護されている商標と類似の標章であって類似性によって商業上混同し、商取引者の誤認が生じる恐れがある場合。<br>(10) セルビア・モンテネグロにおいて、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味におい周知である商標と、同一又は類似の商品及び/若しくはサービスについて<同一又は類似である標章<br>(11) 関係する商品若しくはサービスと無関係に、セルビア・モンテネグロにおいて広く名声を得ている商標として疑いの余地なく商取引者に知られているもの(以下「周知商標」)である登録商標又は同主要部分の模倣，翻訳又は音訳であって、他人が自己の商品及び/又はサービスについて使用すれば、周知商標が取得した名声を不正に利用する場合、又は周知商標の識別力及び/若しくは名声を害する場合。<br>(12) 外観若しくは内容が著作権又は工業所有権を害する標章<br>(13) 国家若しくは他の公式紋章，旗章又は他の記章，国家若しくは国際機関の名称又は略称，又は同模倣であって，関係する国家又は機関の管轄当局が使用を認めていない場合。<br>(14) 国家若しくは宗教上の象徴を表示又は模倣する標章 |

| ①国名 | Republic of Serbia (RS)<br>(セルビア共和国) | |
|---|---|---|
| | ⑮防護標章制度の有無 | 無。 |
| | ⑯周知商標制度の有無 | 有。(商標法第 5 条(1)10), 11)) |
| | ⑰一出願多区分制度の有無 | 有。(商標法第 12 条(4)) |
| | ⑱実体審査の有無及び審査事項 | 有。(商標法第 26 条) |
| | ⑲審査請求制度の有無 | 無。 |
| | ⑳優先審査制度・早期審査制度の有無 | 有。裁判手続及び検察手続上で要求された場合、及び国際登録出願がされた場合。 (商標法第 22 条(2)) |
| | ㉑出願公開制度の有無 | 無。出願公開制度はないが、出願は、方式要件、登録性が審査された後、公告(公開)される。 |
| | ㉒異議申立制度の有無 | 無。異議申立制度はないが、情報提供制度がある。<br>(商標法第 26 条(3)、(4)) |
| | ㉓無効審判制度の有無 | 有。利害関係人は、何時でも商標の無効宣言を求める審判を請求することができる。(商標法第 60 条) |
| | ㉔不使用取消制度の有無 | 有。5 年。商標が登録後、継続して 5 年間、不使用の時は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 64 条) |
| | ㉕商標分類 | 国際分類(ニース分類、第 9 版)を採用している。 |
| | ㉖図形要素の分類 | 有。 セルビアは、ウィーン協定の加盟国である。 |
| | ㉗譲渡要件 | 無。商標は、事業とは無関係に譲渡することができる。<br>(商標法第 51 条) |
| | ㉘費用<br>単位<br>RSD(新セルビア・ディナール) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>出願料 12,620 RSD(3 分類まで) 2,530 RSD(3 超の各分類につき)<br>登録料<br>[商標権の維持に掛かる費用]<br>存続期間更新料 25,250 RSD(3 分類まで)<br>3,790 RSD(3 超の各分類につき) |
| | ㉙料金減免措置の有無 | 無。 |